

事前届出・状況報告の対象

地域森林計画対象民有林での伐採・造林

- 【注意】
- 伐採・造林方法は該当市町村の**市町村森林整備計画に適合**している必要があります。
 - 地域森林計画対象民有林の区域は森林簿や林地台帳で確認可能です。
森林簿や林地台帳は、市町村や県の林務担当で閲覧・交付等が可能です。
(県ホームページの水源地域指定図で、おおよその地域森林計画対象民有林の区域が確認できます。
県ホームページの右上のサイト内検索で「水源地域指定図」と検索してください。)

事前届出が不要となる場合

- 竹の伐採
- コウソ、ミツマタ等のかん木の伐採
- 倒木、枯死木、著しく損傷した立木の伐採
- 除伐（成長不良木や目的外樹種の除去）
- 法令に基づいて実施される伐採（森林病虫害等防除法、道路法、航空法等）
- 林地開発の許可を受けた伐採（開発行為に係る土地の面積が1haを越える場合）
- 保安林又は保安施設地区内での伐採
- 法令に基づいて行う測量、実地調査または施設の保守の支障となる立木の伐採
- 国や県が行う保安施設事業、砂防工事、地すべり防止工事等に伴う伐採
- 特定間伐等促進計画に基づく伐採 等

- 【注意】
- 保安林又は保安施設地区内の伐採や、森林経営計画に基づく伐採は、別途申請や届出が必要です。
 - 電力会社による線下伐採（電気事業法に基づく許可を受けた場合を除く）や、林道等の開設に伴う支障木の伐採については、届出が必要です。

状況報告が不要となる場合

- 間伐の場合
- 事前届出が不要な場合

【注意】
伐採後に森林以外に転用した場合も報告が必要です。

詳しくは、市町村（林務担当）にお問い合わせください。

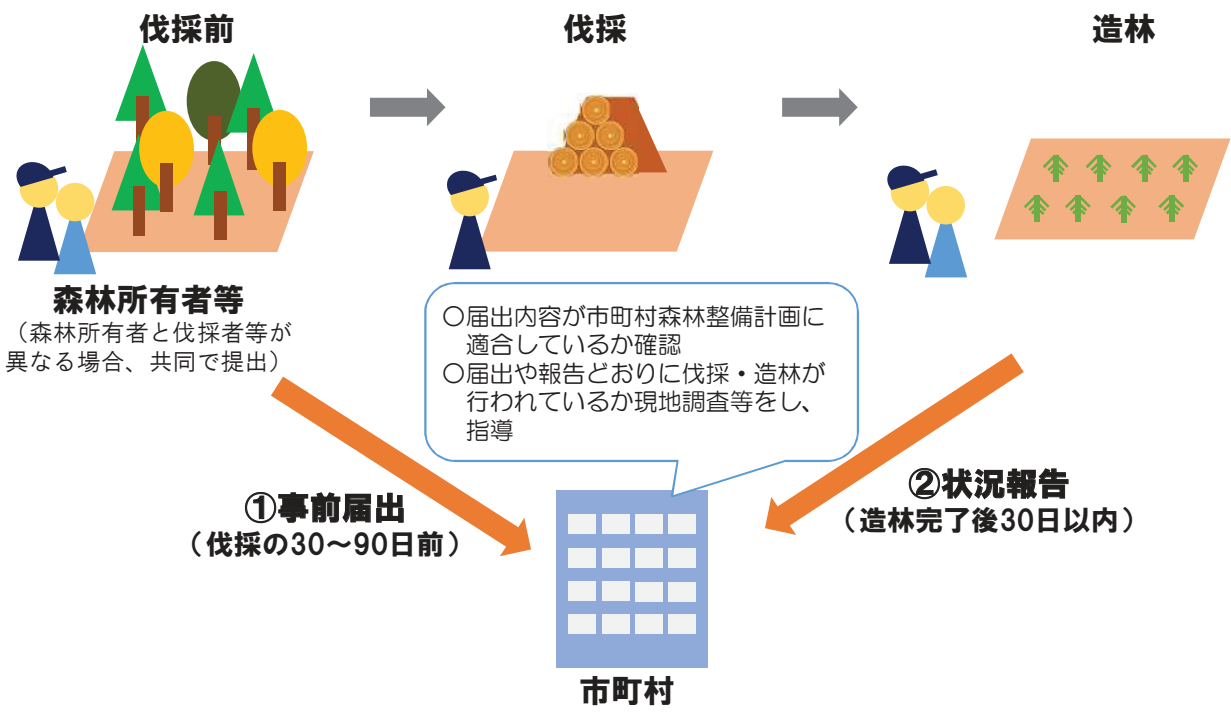


【目的】
この届出や報告は、森林の伐採及び伐採後の造林が市町村森林整備計画に適合して適切に行われ、健全で豊かな森林を作ることができるよう提出していただくものです。

【概要】森林法第10条の8
地域森林計画対象民有林で立木の伐採を行う場合、**森林所有者等に、市町村への伐採計画の事前届出と伐採後の造林の状況報告**を義務づけています。

事前届出・状況報告の手続きの流れ

- ① 森林所有者又は実際に伐採を行う者は、**伐採を開始する日の30～90日前までに、その森林の所在する市町村へ届出**（伐採及び伐採後の造林の届出）が必要です。
- ② **伐採後の造林完了後30日以内に、その森林の所在する市町村へ状況報告**（伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告）が必要です。



提出をしないと・・・
伐採及び伐採後の造林の届出：100万円以下の罰金（森林法第208条）
伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告：30万円以下の罰金（森林法第210条）

① 事前届出書

市町村森林整備計画
に適合した
伐採・造林計画

伐採及び伐採後の造林の届出書

市町村長 殿

年 月 日

住所
届出人 氏名

〔法人にあつては、名称
及び代表者の氏名〕

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

1 森林の所在場所

市	町	大字	字	地番
郡	村			

2 伐採の計画

伐 採 面 積	小数第2位（第3位四捨五入）			
伐 採 方 法	主伐（皆伐・択伐）・間伐	伐採率	立木材積による伐採率	
伐 採 樹 種				
伐 採 期 間				

3 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積（A+B+C+D）	小数第2位（第3位四捨五入）	ha
人工造林による面積（A+B）		ha
植栽による面積（A）		ha
人工播種による面積（B）		ha
天然更新による面積（C+D）		ha
ぼう芽更新による面積（C）		ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他（ ）・なし	
天然下種更新による面積（D）		ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他（ ）・なし	

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の 造林面積	樹種別の 植栽本数
人 工 造 林 （植栽・人工播種）			ha	本
天 然 更 新 （ぼう芽更新・天然下種更新）				
5年後において適確な更新 がなされない場合				

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

4 備考

①伐採箇所ごとに届出書を作成
 ②複数地番にまたがる場合は、すべての地番を記載

伐採する立木のうち、最も多いものの林齢、最低林齢と最高林齢を記載

伐採の期間が1年を超える場合は、年次別に伐採の計画を記載

複数の樹種を造林する場合は、樹種ごとに記載

【人工造林】
 皆伐→2年以内
 択伐→5年以内
 【天然更新】
 5年以内
 ※伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算
 【5年後において適確な更新がなされない場合】
 その時点から2年以内

①森林法以外の法令により施業の制限がある場合、その種別等を記載
 ②合法性等の証明の希望の有無を任意で記載（確認通知書（転用）または適合通知書（転用以外））

② 状況報告書

事前届出の
計画内容の
実行を報告

伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書

市町村長 殿

年 月 日

住所
報告者 氏名

〔法人にあつては、名称
及び代表者の氏名〕

年 月 日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり伐採及び伐採後の造林を実施したので、森林法第10条の8第2項の規定により報告します。

1 森林の所在場所

市	町	大字	字	地番
郡	村			

2 伐採の実施状況

伐 採 面 積	小数第2位（第3位四捨五入）			ha
伐 採 方 法	皆伐 ・ 択伐	伐採率	立木材積による伐採率	%
伐 採 樹 種				
伐 採 の 期 間				

3 伐採後の造林の実施状況

	造 林 の 方 法	造 林 の 期 間	造 樹 林 種	樹種別の 造林面積	樹種別の 造林本数
人 工 造 林				ha	本
天 然 更 新			代表樹種	ha	本

4 備考

①造林（伐採）の箇所ごとに報告書を作成
 ②複数地番にまたがる場合はすべての地番を記載

複数の樹種を造林した場合は、樹種ごとに記載

①伐採後の用途が森林以外（転用）の場合、その用途及び時期を記載
 ②相続等により届出書とは異なる森林所有者が提出する場合、当該相続等に係る情報を記載

原則、天然更新調査（標準地調査）の結果を元に本数を記載
 ただし、競合植物の草丈を超える更新樹種の稚樹が多数成立する等、調査せずとも市町村の天然更新完了基準を明らかに満たしていると判断できる場合、更新状況のわかる資料を添付し、「別添のとおり」と記載。
 【更新状況のわかる資料】
 ● 写真：造林地の全体の遠景写真、更新樹種の生育状況（高さや成立本数）がわかる近景写真（代表的な更新樹種がわかる近接写真を含む。ha 当たり〇箇所）
 ● チェックリスト：以下のチェック項目を目視により確認。
 ☑ 更新樹種の稚樹の樹高が周囲の競合植物の草丈を十分に回っている。
 ☑ 更新樹種の稚樹の本数が半径〇mの円内に〇本以上生育している。
 ☑ 伐採跡地が全体的に更新されている。

届出書には、次の書類を添付してください。

- 伐採等の権限を有するものであることを確認するための書類（登記事項証明書等）
- 伐採区域を確認するための図面（森林計画図等）

★ 様式は、市町村（林務担当）で入手することができます ★



伐採及び伐採後の造林の届出制度

検索

林野庁や県のHPからも様式をダウンロード可能！